

広島県未熟児養育医療費等県費負担金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、市町が行う未熟児養育事業に要した費用につき、母子保健法（昭和40年法律第141号。以下「法」という。）第21条の2に基づく県費負担金（以下「負担金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の対象)

第2条 この負担金は、法第20条の規定による市町が行う養育に必要な医療（以下「養育医療」という。）の給付等に係る事業を交付の対象とする。

(交付額の算定方法)

第3条 この負担金の交付額は、次により算出するものとする。

- (1) 別表の第2欄に定める基準額と、同第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額から次条に定める徴収基準額を控除した額に4分の1を乗じて得た額を交付額とする。

(養育医療の給付等に要する費用徴収基準額)

第4条 法第20条の規定による養育医療の給付に要する費用につき、同法第21条の4第1項の規定により、本人または扶養義務者から徴収する額の基準額は当該児童の属する世帯の市町村民税額等に応じて、月額によって決定するものとし、その徴収月額は、未熟児養育費等国庫負担金交付要綱（令和5年6月16日付けこ成母第77号こども家庭庁長官通知）別表1に定めた徴収基準月額により算定した額とする。ただし、当該児童の措置に要した費用について徴収する額は、市町長の支弁すべき額または費用総額から医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による負担額を差し引いた額を越えないものであること。

(交付の条件)

第5条 この負担金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) この負担金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(申請手続)

第6条 この負担金の交付の申請は、市町の長が、別紙様式2による申請書に関係書類を添えて知事が定める日までに知事に提出して行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

第7条 知事は、第6条による交付申請書が到達したときは速やかに交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

(負担金の概算払)

第8条 知事は、必要があると認める場合においては、概算払をすることができる。

この場合においては、規則第16条第2項の規定による補助金等概算払交付請求書の提出を要しないものとする。

(実績報告)

第9条 市町の長は、当該年度の事業が完了したときは、別紙様式4による事業実績報告書に関係書類を添えて知事が定める日まで（第5条の（1）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受領した日から起算して1か月を経過した日）に知事に提出することにより、この負担金の事業実績報告を行わなければならない。

2 規則第12条の規定により事業実績報告書に添付しなければならない書類は次のとおりとする。

(1) 概算払による負担金の交付を受けているときは、概算払精算書（別紙様式4）

(2) 歳入歳出決算書又は歳入歳出決算見込書（抄本）

3 実績報告をもって変更交付申請とする。

4 額の確定をもって変更交付決定とする。

(負担金の返還)

第10条 知事は、交付すべき負担金の額を確定した場合において、既にその額を超える負担金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還することを命ずる。

(その他)

第11条 特別の事情により第3条、第6条及び第9条に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年7月8日から施行し、平成25年度分の負担金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年10月28日から施行し、平成26年度分の負担金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年12月11日から施行し、平成30年度分の負担金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年6月8日から施行し、令和2年度分の負担金から適用する。ただし、令和2年4月1日から同年6月30日までの負担金の算定における扶養医療の給付等に要する費用徴収基準額については、変更後の広島県未熟児養育医療費等県費負担金交付要綱第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年7月15日から施行し、令和3年度分の負担金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年6月26日から施行し、令和5年度分の負担金から適用する。

別表（第3条関係）

1 種目	2 基準額	3 対象経費
養育医療費 （移送を除く。）	母子保健法第20条第3項第1号から第4号までに係る費用については、「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号）、「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費にかかる生活療養の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第99号）、「保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法」（平成18年厚生労働省告示第496号）により算定した額の実支出額の合算額から、医療保険各法による負担額を控除した額	養育医療（移送を除く。）に必要な委託料、負担金、補助及び交付金、扶助費
養育医療費のうち移送費	母子保健法第20条第3項第5号に係る費用については、入院に必要な最小限度の交通費の実支出額。ただし、指定養育医療機関が移送を実施する場合にあっては、市町長が当該指定養育医療機関とあらかじめ協議して定めた額	移送に要する経費

別紙様式1(第5条関係)

令和 年度 未熟児養育医療費等県費負担金調書

市町名 _____

県			市町村								備 考
歳出予算科目	交付決定額	補助率	歳入			歳出					
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち 県費負担相当額	支出済額	うち 県費負担相当額	
	円			円	円		円	円	円	円	

(記入要領)

- 1 「市町村」の「科目」は、歳入にあつては款、項、目、節を、歳出にあつては款、項、目をそれぞれ記載すること。
- 2 「予算現額」は歳入にあつては、当該予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当該予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- 3 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

別紙様式2（第6条関係）

第 号
年 月 日

広島県知事様

市町長

令和 年度未熟児養育医療費等県費負担金の交付申請について

この負担金を次のとおり（概算払の方法により）交付されるよう、関係書類を添えて申請します。

申請額 金 円

（添付書類）

- 1 未熟児養育医療費県費負担金所要額調書（別紙様式2－別添）
- 2 歳入歳出予算書（又は見込書）抄本
- 3 その他参考資料

未熟児養育医療費等県費負担金所要額調書(令和 年度)

市町名 _____

(1)総括表

種 目	対象経費の 支出予定額	寄 付 金 その他の 収 入 額	差 引 額 (①-②)	基 準 額	選定額(③と ④のいずれ か少ない方 の額)	交付要綱第4条 に定める 徴収基準額	県費負担基本額 (⑤-⑥)	要県費負担額 (⑦×1/4)	備 考
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	
養育医療費(移送費を除く)	円	円	円	円	円	円	円	円	
移送費									

(2)養育医療費(移送費を除く)所要額明細表

区 分	対象経費の 支出予定額	基 準 額			備 考
		費用総額	控除額 (医療保険各 法負担額)	差引額 (②-③)	
	①	②	③	④	
医 療 費	円	円	円	円	
看 護 料					
計					

(3)移送費所要額明細表

区 分	対象経費の 支出予定額	基 準 額					
		費 用 総 額			控除額 (医療保険各 法負担額)	差 引 額 (②-③)	備 考
		員 数	単 価	金 額			
	①			②	③	④	
移 送 費	円	人	円	円	円	円	

別紙様式3（第9条関係）

第 号

年 月 日

広島県知事様

市町長

令和 年度未熟児養育医療費等県費負担金の事業実績について

令和 年 月 日付け指令 第 号で交付決定を受けたこの事業の実績について、関係書類を添えて報告します。

- 1 精算（実績）額 金 円
- 2 事業完了年月日 令和 年 月 日

（添付書類）

- 1 未熟児養育医療費等県費負担金精算（実績）調書（別紙様式3－別添）
- 2 歳入歳出決算書（又は見込書）抄本
- （3 概算払精算書（別紙様式4））

未熟児養育医療費等県費負担金精算(実績)調書(令和 年度)

市町名 _____

(1)総括表

種 目	対象経費の 実支出額 ①	寄 付 金 そ の 他 の 収 入 額 ②	差 引 額 (①-②) ③	基 準 額 ④	選定額 (③と④のいずれ か少ない方の額) ⑤	交付要綱第4条 に定める 徴収基準額 ⑥	県費負担基本額 (⑤-⑥) ⑦	要県費負担額 (⑦×1/4) ⑧	交 付 決 定 額 ⑨	県費負担受入額 ⑩	差引過不足額		備 考
											超過 ⑩-⑧	不足 ⑧-⑩	
養育医療費(移送費を除く)	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
移送費													

(2)養育医療費(移送費を除く)精算額明細表

区 分	対象経費の 実支出額 ①	基 準 額		備 考
		費用総額 ②	控除額 (医療保険各 法負担額) ③	
医 療 費	円	円	円	円
看 護 料				
計				

(3)養育医療費事業等実施状況

1 費用徴収状況

階 層 区 分	A	B	C	D1	D2	D3	D4	D5	D6	D7	D8
給付実人員(人)											
給付延件数(件)											
給付延日数(日)											
加算基準額適用日数(日)											

階 層 区 分	D9	D10	D11	D12	D13	D14	D15	計①	給付実人員のうち前年度より引 き続き給付を受けた人員 ② 人
給付実人員(人)									
給付延件数(件)									
給付延日数(日)									
加算基準額適用日数(日)									

- (注) 1 階層区分は交付要綱の第4条に定める「徴収基準額表」によるものであること。
 2 給付人員は母子保健法(昭和40年法律第141号)第20条により公費負担の対象となった人員を各階層別に記載すること。
 なお、該当する階層が給付途中で変更となった場合であっても、当初認定の階層により記載すること。
 3 加算基準額適用日数欄は、「徴収基準額表」の徴収基準加算月額額の適用を受けた者について、その適用を受けた期間に係る給付延日数を再掲すること。

2 出生時の体重の状況

出生時の体重	1,000g以下	1,001g以上 1,500g以下	1,501g以上 1,800g以下	1,801g以上 2,000g以下	2,001g以上 2,300g以下	2,301g以上 2,500g以下	2,501g以上	計 (1の①-②)
新規給付 決定実人員	人	人	人	人	人	人	人	人

(4)移送費精算額明細表

区 分	対象経費の 実支出額 ①	基 準 額			控除額 (医療保険各 法負担額) ③	差 引 額 (②-③) ④	備 考
		員 数	費 用 総 額 単 価	金 額			
移 送 費	円	人	円	円	円	円	
計							

概算払精算書

令和 年 月 日

広島県知事様

市町長

次のとおり精算（の上負担金の不足額を請求）します。

令和 年 月 日概算受領	¥
精算額	¥
差引過（不足）額	¥

内訳 別紙様式3－別添のとおり